

2 経済・産業 ～未来へ向かって確かな経済成長をリードする希望の輝き・北海道

(1) 農林水産業の持続的な成長

【潜在力のフル発揮で地域の経済・社会を支える農業・農村づくり】

■国際農業交渉の理解促進

- 生産者が安心して経営を継続できるようにするため、関係団体と連携しながら地域における国際農業交渉の影響や課題などの情報収集に努め、いかなる国際農業交渉にあっても重要品目に対する必要な国境措置を確保し、国内農業・農村の振興などを損なわないよう国に働きかけるとともに、交渉等に関する啓発活動を通じて、道民・国民の理解を促進していきます。

※WTO農業交渉

平成13年11月のWTO（世界貿易機関）第2回閣僚会議で、ドーハ・ラウンド立ち上げ。農業交渉は、①関税削減などを旨とする「市場アクセス」、②貿易を歪める国内補助金などの削減を旨とする「国内支持」、③貿易を歪める輸出補助金などの撤廃を旨とする「輸出競争」の3分野がテーマ。平成30年2月までに21回の交渉会合を開催。

※EPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）

平成30年3月末現在、我が国は、アジアを中心に20の国や地域と協定を締結・発効（署名を含む）日EU・EPA交渉は平成29年7月に大枠合意、12月に交渉妥結したほか、コロンビア、トルコ、韓国との各EPA、さらに日中韓FTAやRCEP（東アジア地域包括的経済連携）などについて交渉中。

※TPP（環太平洋パートナーシップ）協定

アジア太平洋地域における高い水準の自由化を目標とし、物品の関税の撤廃・削減だけでなく、非関税分野（投資、競争、知的財産、政府調達等）のルール作りや新しい分野（環境、労働等）を含む包括的協定。

平成28年2月、参加12か国による大筋合意に至ったものの、平成29年1月に米国が離脱。その後、同年5月、米国を除く11か国が出席したTPP閣僚会合において、TPPの意義を再確認し、早期発効を追求する閣僚声明が発出。同年11月に新しい協定（CPTPP：包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定（TPP11））が大筋合意に至り、平成30年3月に署名式が開催された。

■農業生産工程管理手法（GAP）の導入

- 農業生産段階における有効なリスク管理手法である農業生産工程管理（GAP）について、道内の主要な産地への導入及びGAP指導者の育成や農業者等のGAP認証取得費用の支援を行います。

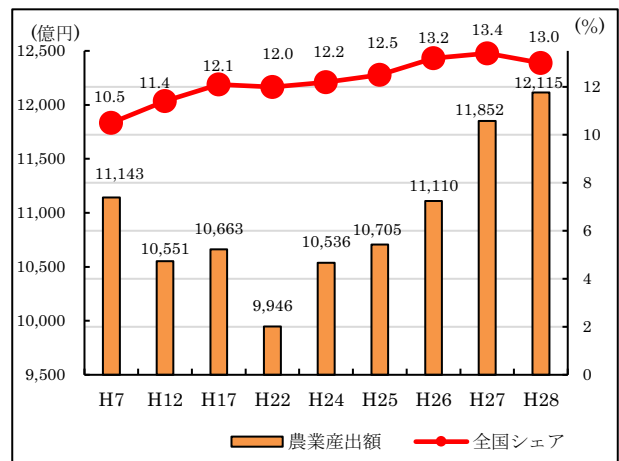
■愛食運動の実施

- 北海道米の道内食率の向上を目指す「米チェン」のほか、輸入小麦から道産小麦への利用転換を促進する「麦チェン」を推進するため、超強力小麦の優良品種「ゆめちから」の安定生産や、生産から流通・加工、消費の関係者が一体となって道産小麦の付加価値向上と地産地消に取り組みます。

■需給動向に見合った計画的な生産

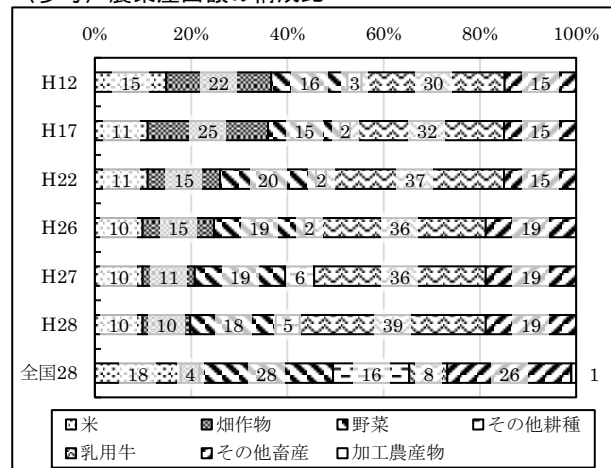
- 需給動向に見合った農産物の計画的な生産を推進するため、優良品種の円滑な普及や安定的な種子の生産・供給を行うとともに、地域の営農条件に即した輪作体系の確立に取り組みます。
- 安全で高品質な食料を安定的に生産・供給するため、「北海道立総合研究機構」と連携し、食味や耐病性、加工適性など生産者や実需者のニーズに対応した優れた品種や安定生産技術の開発、ICT等を活用したスマート農業技術の開発などを推進し、普及組織を通じて地域への速やかな普及を図ります。また、新たに発生した病害虫や重大な損害を与えるおそれのある病害虫について迅速な対応を図ります。

〈参考〉本道の農業産出額と全国シェア



〔資料：農林水産省「生産農業所得統計」〕

〈参考〉農業産出額の構成比



〔資料：農林水産省「生産農業所得統計」〕

■競争力のある農畜産物の生産体制づくり（農産関係）

- ・農業の国際競争力の強化を図るため、地域の営農戦略として定めた産地パワーアップ計画に基づき、産地の高収益化に向けた取組を支援します。
- ・水田農業の発展を図るため、良食味米の安定生産や北海道米の需要拡大を進めるほか、直播栽培に適した品種の開発など、低コストで省力的な生産技術の開発・普及を推進します。
- ・年間を通じて野菜の計画的かつ安定的な供給に資するため、生産性の高い高度な施設園芸の全道展開を目指し、国費事業で整備した次世代施設園芸北海道拠点で得られた知見等を活用して、生産者等に対する普及啓発活動などの取組を総合的に推進します。
- ・北海道野菜のブランド力を更に強化し、多様な消費者・実需者ニーズに対応するため、加工・業務用野菜に係る生産・流通等の体系構築や新規野菜の導入検討、野菜の衛生管理対策に取り組めます。
- ・果樹産地の活性化を図るため、道産果実の高品質安定生産やブランド力の強化、高付加価値化、需要拡大などの取組を推進します。
- ・ワイン製造に必要な醸造用ぶどうの生産拡大や品質向上を図るため、関係機関と連携しながら、苗木確保や栽培技術の向上などの取組を推進します。

■競争力のある農畜産物の生産体制づくり（酪農、畜産、自給飼料関係）

- ・地域全体で収益性の向上と競争力の強化を図るため、畜産クラスター計画に基づく地域の中心的な経営体等が行う施設の整備等を支援します。
- ・国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大により飼料自給率の向上を図るため、植生が悪化している草地の植生改善対策等に取り組めます。
- ・本道酪農の発展のため、ニュージーランドと連携した北海道型放牧酪農モデルの普及に取り組めます。
- ・国際情勢の変化に対抗しうる酪農畜産を構築するため、生乳の生産性向上に向けた様々な活動や、工房チーズの品質向上に取り組めます。
- ・和牛生産基盤の維持・拡大と本道の特色を活かした和牛生産を推進するため、新たな選抜方法を活用し、北海道産優良種雄牛由来の繁殖雌牛の産子から、能力の高い繁殖雌牛群の造成に取り組めます。
- ・北海道産牛肉の生産を拡大するため、消費流通対策の実施により、安定した販売価格と供給先を確保し、農家所得の維持・拡大を図るとともに豚肉の販売力強化に取り組めます。

■環境保全型農業の推進

- ・土づくりを基本に化学肥料や化学合成農薬の使用を削減するなど、環境との調和に配慮した環境保全型農業の取組拡大を図るため、地域や関係団体と連携したクリーン農業技術や有機農業の安定生産に向けた技術の向上、YES! clean 農産物及び有機農産物の流通・販売の拡大を推進します。



※北のクリーン農産物表示制度

堆肥など有機物の施用などによる健全な土づくりを基本に、化学肥料や化学合成農薬を削減する「クリーン農業技術」を用い、作物ごとに定められた一定の基準をクリアした道産農産物に「YES!clean」マークを表示するもの。

- ・環境への負荷の低減や、安全・安心を求める消費者ニーズに応えるため、化学肥料や化学合成農薬の5割以上の削減を目指す高度なクリーン農業技術や、それらを基本的に使用しない有機農業の安定生産に向けた技術の開発を進めます。
- ・農業生産活動を通じた環境保全への取組を促進するため、家畜排せつ物の適正な管理・利用を推進するとともに、農業用廃プラスチックの適正処理や減量化、硝酸性窒素等による環境負荷の低減に向けた取組を推進します。

■再生可能エネルギーの開発・導入の促進

- ・地域農業の振興と環境保全の取組を促進するため、農村地域に存在する豊富なバイオマス資源や太陽光、水力、風力等の再生可能エネルギーの生産・利用の拡大を推進します。

■6次産業化の推進

- ・農山漁村における所得の向上や雇用の確保など地域経済の活性化を推進するため、地域自らが創意と工夫を凝らして、人や自然、風土、歴史、生産物などの地域の特色ある資源を生かし、商品開発や販売、新事業の創出に取り組む農業の6次産業化を促進します。
- ・漢方製剤や生薬の原料として、薬用作物の需要が拡大する中、本道が北方系の薬用作物の栽培適地であることや、大規模栽培による生産コストの低減が見込まれることなどから、道内産地での取組情報の共有や技術情報の集約を行い、新たな産地化に向けた取組を支援します。

■新規就農者の育成・確保

- ・新規就農者の育成・確保を図るため、北海道農業公社と連携した就農関係情報の発信や就農相談会等の開催、高校生や大学生等の若者の就農意欲喚起に向けた、幅広い取組を推進します。
- ・新規就農者の初期投資の負担軽減や就農後の経営の安定化を図るため、制度資金の融通や農業次世代人材投資資金の交付を行います。
- ・優れた人材を育成するため、農業大学校における研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導などを行います。
- ・酪農の持続的発展を図るため、酪農ヘルパーの酪農経営全般の技術習得を促進し、地域の高齢農家等の経営全般を支援する「酪農経営ヘルパー」を育成する取組を支援します。

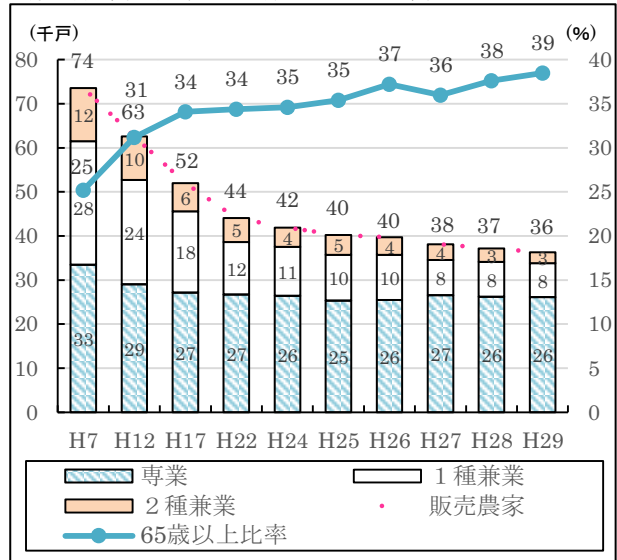
■担い手の経営体質の強化

- ・地域のリーダーとしての経営感覚を備えた農業者を育成するため、経営力や技術力を向上させるための研修教育などを行います。
- ・農業経営の体質強化を図るため、生産の合理化、経営発展に必要な農業用施設・機械の整備や農業関係制度資金の融通を支援します。
- ・農業経営の安定化を図るため、経営所得安定対策を推進します。
- ・地域農業を支える農業法人等の育成を図るため、農業経営の法人化や6次産業化の展開、企業と地域農業との連携などの取組を支援します。
- ・家族経営体における労働負担軽減や設備投資の抑制を図るため、農作業受託組織の育成・確保を推進します。
- ・農業の労働力を安定的に確保するため、潜在労働力の活用や農村地域の働き方改革を推進します。
- ・農業経営における障がい者雇用の推進を図るため、農業者と福祉事業者との意見交換や就農促進を図る取組を推進します。
- ・女性の経営・社会参画を推進するため、若手女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化、男性側の理解促進など、女性が活躍できる環境づくりに取り組みます。

■生産基盤等の整備

- ・「北海道農業農村整備推進方針」を踏まえて、道と市町村が連携して農家負担の軽減を図る取組を活用し、農作業の省力化を図るほ場の大区画化や高収益作物の生産拡大に必要な暗渠排水などの整備、自給飼料の生産性向上を図る草地基盤の整備、ゲリラ豪雨・干ばつ等の異常気象に対応して収量・品質の安定化を図る整備、老朽化する水利施設の長寿命化など農業生産コストを低減する生産基盤整備を推進します。

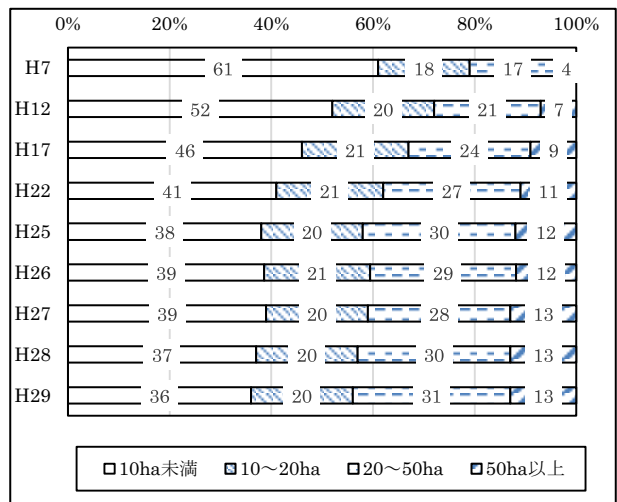
〈参考〉農家戸数と65歳以上比率（農業就業人口）



〔資料：農林水産省「世界農林業センサス」「農林業センサス」「農業構造動態調査」〕

〈参考〉経営耕地面積規模別農家戸数の推移

(注：H12以前は総農家、H17年以降は販売農家数)

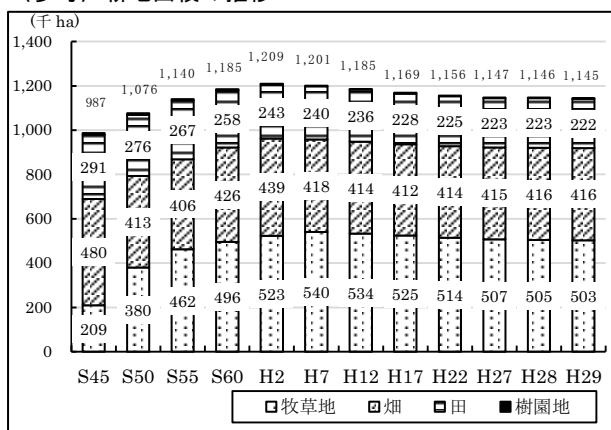


〔資料：農林水産省「世界農林業センサス」「農林業センサス」「農業構造動態調査」〕

■優良農地の確保と適切な利用の促進

- ・優良農地を確保するため、遊休農地の解消・発生抑制を図るとともに、農用地区域への編入と除外の抑制、農地転用の制限などによる計画的な土地利用を推進します。
- ・力強い農業構造を実現するため、「人・農地プラン」の見直しを支援するとともに、農地中間管理事業などを活用した担い手への農地の集積・集約化を推進します。

〈参考〉耕地面積の推移



〔資料：農林水産省「世界農林業センサス」「農林業センサス」「耕地面積調査」〕

■豊かな資源と創意工夫を生かした「地域」づくり

- ・農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地や水路など、地域資源の適切な保全管理に取り組む地域の共同活動を支援します。
- ・農業・農村が果たしている役割や多面的な機能について、広く道民の理解を促進するための取組を支援します。
- ・生活の場としての魅力を一層高め、活力ある農村を築いていくため、飲雑用水施設や農業集落排水施設などの生活環境の整備を支援します。

【水産物の安定供給を担い地域を支える活力ある水産業・豊かな漁村づくり】

■適切な資源管理の推進

- ・資源管理・漁業経営安定対策の導入による自主的資源管理の取組を促進します。
- ・漁獲可能量制度(TAC)による漁獲量の管理、本道周辺水域の水産資源を持続的に利用する生産体制づくり、さらに資源水準が悪化している魚種の漁獲努力量の削減など、適切な資源管理を進めます。

※TAC制度

Total Allowable Catch の略。

国連海洋法条約の発効(平成8年7月)により制定された海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づき、平成9年1月からスタートした制度。これまでに行ってきた漁船の隻数制限などの漁獲努力量規制措置、体長制限などの資源保護措置に加え、漁獲量そのものを規制することによって資源管理を行おうとするもの。

■漁業秩序の維持・確立

- ・漁業者による違反に加え、暴力団が関与する密漁も発生していることから、取締機関及び関係団体との連携を強化するため「北海道漁業秩序確立連絡会議」を開催するなど、取締体制の充実・強化を図ります。
- ・洋上においては、直属の漁業取締船4隻を配備し、海上保安部や水産庁と連携しながら機動的な指導・取締を実施します。

■栽培漁業の体制づくり

- ・サケやホタテガイ、コンブなど、海域の特性に応じた資源造成のための推進体制づくりを進めるとともに、豊かな生態系を目指した水産環境整備を推進します。
- ・サケ資源の回復を図るため、民間増殖団体が行う飼育設備等の整備に対し支援します。

■海域の特性に応じた資源づくり

- ・えりも以西太平洋海域におけるマツカワの資源の増大を図るため、100万尾規模の種苗生産・放流の取組を支援します。
- ・日本海海域の栽培漁業の推進のため、ヒラメ種苗生産、放流の取組を支援します。
- ・日本海南部海域におけるニシンの資源の増大を図るため、地域が主体となって行う種苗生産・放流などの取組を支援します。
- ・ナマコ資源の増大を図るため、安価で効率的な海中中間育成手法を開発するとともに、海中中間育成マニュアルを作成し、技術の普及を行います。
- ・サクラマス資源の増大・安定を図るため、幼魚(スマルト)の集中放流に必要な遡上系親魚の捕獲採卵体制の整備に対し支援するとともに、複断面ダムや魚道の設置などによる魚類遡上障害の解消を図ります。

■安全・安心な水産物の供給

- ・新鮮な道産水産物を安定的に供給するため、品質管理や衛生管理の取組を促進するとともに、供給基盤の整備を推進します。
- ・道産水産物の消費拡大を図るため、新製品開発による付加価値向上や学校給食での道産水産物の利用、民間団体との連携による水産業の理解促進等を通して、「食育」を推進します。

■資源の有効活用に向けた取組

- ・イワシやサバなどの資源が増大している魚種を有効活用するため、漁獲から流通加工に至る現状や課題を調査し、資源の有効活用に向けた検討を進めます。

■安定的な水産業経営の育成・強化

- ・資源管理・漁業経営安定対策の参加促進に努め、漁業経営の安定を推進します。

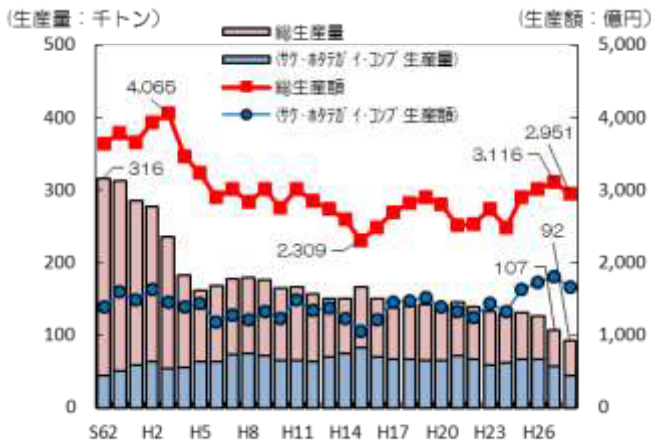


- ・コンブ漁業などについては、効率的な生産体制への移行を進めるため、機械化などによる生産性の向上や経営の合理化、新規就業者の受入れ体制の整備などを推進します。
- ・漁協経営の健全性を確保するため、資源管理等の課題を担いうる一定規模以上の漁協を認定漁協として位置づけるとともに、経営不振漁協に対しては漁協系統団体と連携し、経営改善計画の策定を進めるなど、経営改善指導を行います。
- ・ロシア200海里水域さけ・ます流し網漁業の操業禁止の影響を最小限にとどめるため、代替漁業への転換や増養殖の推進などの対策に取り組みます。

■水域の健全な利用についての体制づくり

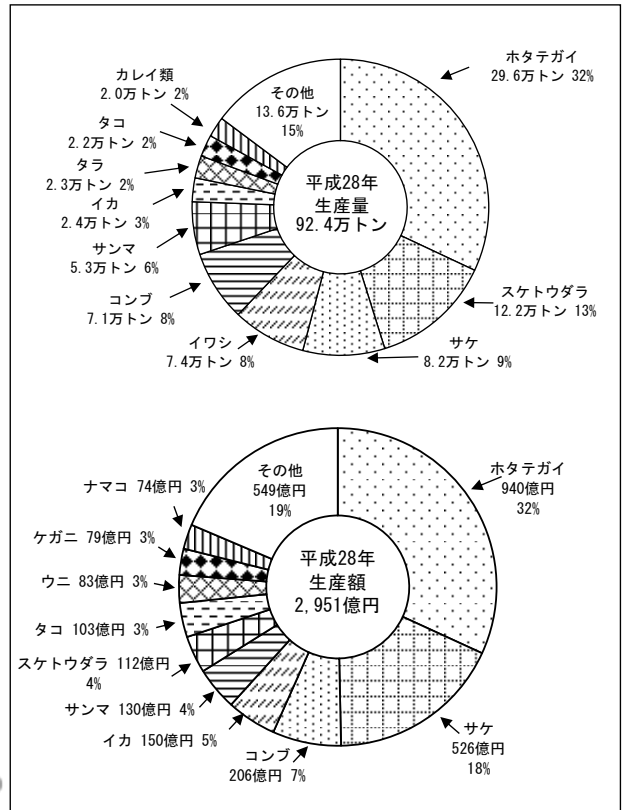
- ・漁業と調和した健全な遊漁活動を目指し、ルールの遵守、マナーの向上に関する普及啓発を行います。また、漁業と遊漁による適切な水産資源保護を図るため、秋サケやサクラマス等の船釣りライセンス制等で、地域の状況に応じた自主ルールの促進や指導を行います。

〈参考〉海面漁業生産の推移



〔資料：北海道水産林務部「北海道水産現勢」〕

〈参考〉漁業生産量・生産額の構成

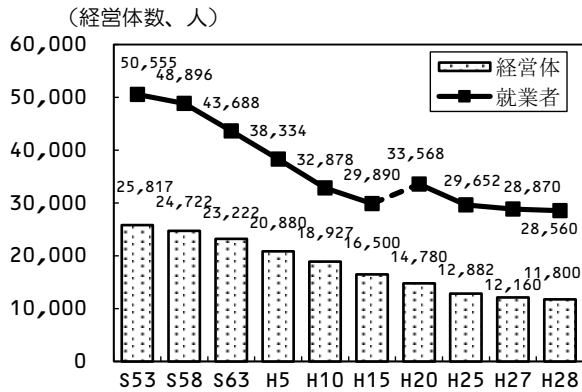


〔資料：北海道水産林務部「北海道水産現勢」〕

■漁業の担い手の育成・確保

- ・漁業への新規就業を促進するため、受入体制づくりや技術習得に対する支援を行うほか、一次産業が一体となったPR活動や就業・暮らし体験に取り組みます。
- ・漁業研修所において漁業後継者などを養成するための研修を行います。
- ・道内水産高校生の漁業への就業促進を図るため、漁業就業体験等を行います。

〈参考〉漁業経営体数・漁業就業者数の推移



\* 漁業就業者については、平成20年に調査体系が変更されたため、過去のものとは単純に比較できない。

[資料：農林水産省北海道農政事務所「北海道農林水産統計年報」  
農林水産省統計部「漁業センサス」]

■快適で住み良い漁村の構築

- ・自然災害に対して脆弱な地形に立地し、生活環境整備が立ち後れている漁村に、安心して暮らし、漁業に従事できる環境を実現するため、波浪や風浪に対する漁港の安全性の向上や海岸保全施設の整備、排水施設などの生活環境整備を進めます。

■豊かな海の環境づくり

- ・水産資源の保護・培養や水質浄化等の公益的機能を有する藻場・干潟等について、その機能の維持・回復を図るため、地域の漁業者が中心となって取り組む保全活動を支援します。
- ・海獣による漁業被害の軽減を図るための対策として、トドについては、漁業者ハンターの育成や小型定置網漁業等への強化網の導入を進めます。また、オットセイについては、国と連携し、被害対策の検討を行います。

■豊かな海と森林づくり活動の促進

- ・豊かな海を育むとともに環境の保全を図るため、漁協女性部が地域住民と連携して取り組む「お魚殖やす植樹運動」等を促進します。

【林業・木材産業の振興を図り資源の循環利用を進める森林づくり】

■適切な森林管理体制の構築

- ・森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、市町村との連携による森林計画制度の適切な運用や資源情報の精度向上の取組を進めます。
- ・持続的な森林経営の実現に向け、長期的な視点に立った森林づくりを計画し指導できる森林総合監理士の育成・確保を図り、市町村森林整備計画の策定や森林経営計画の認定・実行管理を担う市町村に対し、技術面から支援します。

- ・環境に配慮した持続可能な森林経営の定着を図るため、森林認証制度の普及、認証材の利用拡大に向けた取組を進めます。

■森林の整備の推進及び保全の確保

- ・森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、間伐や路網整備、主伐後の再造林、山地災害を防止するための治山施設の設置などを進めます。
- ・道有林の管理運営に当たっては、森林の公益的機能の維持推進を図るという基本的な考えの下、森林資源の循環利用に率先して取り組み、期待される機能に応じた森林の整備及び保全を推進します。
- ・「未来につなぐ森づくり推進事業」を活用し、公益的機能に配慮した伐採を促すとともに、伐採後の植林等に支援します。
- ・保安林の指定や適切な管理を進めるとともに、災害等により荒廃した森林の復旧や水源地域の森林整備を通じて、安全で住み良い国土づくりや環境の保全を推進します。
- ・成長などに優れた「クリーンラーチ」を安定供給するため、苗木生産者などに対して、さし木苗の生産や接ぎ木による母樹増殖の技術指導を行い、種子や苗木の増産を図ります。
- ・コンテナ苗の生産施設整備への支援を行うとともに、植栽の作業工程や成長状況の調査・検証結果を市町村や森林組合に情報提供するなど、コンテナ苗の普及定着や需要拡大を図ります。

■森林施業の低コスト化の推進

- ・路網と林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの導入による低コスト化を図るため、丈夫で簡易な路網整備を推進するとともに、地域の条件に応じた路網作設技術の普及・定着を進めます。
- ・国有林と民有林が近接する地域で、連携した路網整備を進め、森林整備の集約化、低コスト化を推進します。
- ・林業事業者等の経営基盤の強化や経営改善を図るため、高性能林業機械等の導入に対して支援し、施業の効率化を図ります。
- ・集約化施業の推進に必要な森林経営計画の作成や森林情報の収集などの諸活動を支援します。

■林業事業者の育成

- ・適切な森林整備を行い、労働安全衛生管理に努める健全な事業者を育成するため、登録林業事業者を対象として経営改善につながるセミナーの開催や情報提供を行うなど林業事業者登録制度の充実・強化を図ります。
- ・提案型集約化施業を推進するため、必要な技術・知識を習得する研修や連携強化を図る取組を実施し、森林所有者に施業提案を行う森林施業プランナーの育成・確保の取組を進めます。

■林業を担う人材の育成・確保

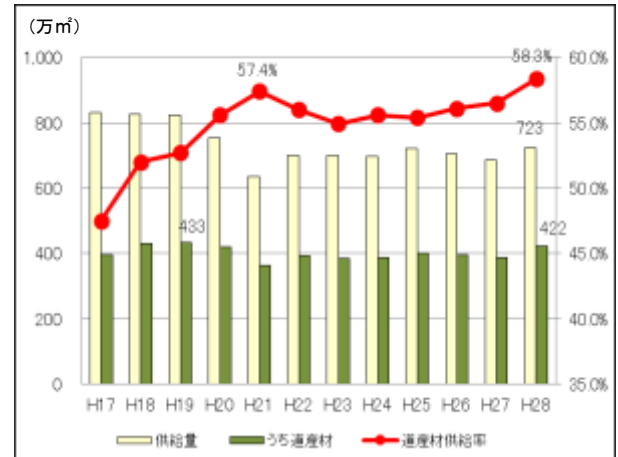
- ・地域の森林整備の担い手を育成・確保するため、新規就業者の育成やスキルアップ、施業の効率化、安全に関する研修等を実施し、適正な技術・技能を有する林業労働者の養成を支援します。また、北海道森林整備担い手センターと連携し、就業相談から通年雇用化等による定着支援までの一貫した取組を進めます。
- ・森林施業を総合的に行う事業体を育成するため、新規就業者の参入促進等への支援や森林作業に関する体系的な研修を実施するほか、森林所有者に施業提案を行う森林施業プランナー等の人材育成を推進します。
- ・安全で働きやすい職場を形成するため、労働環境の改善への取組を促進するとともに、労働災害を防止するため、安全衛生管理体制の強化に向けた取組を進めます。
- ・林業の担い手を確保するため、教育機関や地元のエコ事業体、市町村など地域関係者のネットワーク化を目的とした協議会を設置し、就業者の確保に向けた通年雇用化や就業環境の改善などを促進する取組を支援します。
- ・一次産業（農林水産業）の担い手となり得る人材を幅広く確保するため、これまで一次産業の情報に触れる機会が少なかった高校生や転職希望者等に対して、農林水産分野が一体的にPRを行うとともに、就業・暮らし体験の機会を提供し、新規就業者の確保に向けた取組を進めます。
- ・就業前に林業・木材産業の専門的な知識と技術を習得した人材を育成するため、その教育を行う機関となる「(仮称)北海道立林業大学校」の設立について、開校に向けた取組を進めます。

- ・林地未利用材等の有効利用を促進するため、家畜敷料や暗渠疎水材などの農業用資材のほか、熱供給や発電施設等における木質バイオマスのエネルギー利用を推進します。
- ・道産木材の販路拡大を図るため、木材需要の増加が期待される首都圏や成長の著しいアジア諸国など道外・海外に向け、道産木材の強みを活かしたプロモーション活動を展開します。

■木造公営住宅の建設などによる地域材の利用促進

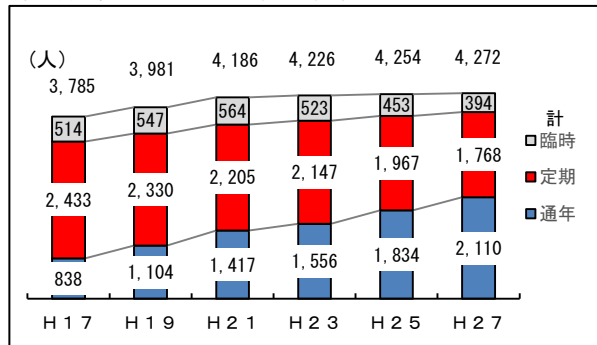
- ・地域経済の活性化と環境負荷低減に配慮した住まいづくりのため、地域材を活用した木造公営住宅の整備を促進します。

〈参考〉木材供給量の推移



〔資料：北海道水産林務部「北海道木材需給実績」〕

〈参考〉雇用形態別林業労働者数



〔資料：北海道水産林務部「林業労働実態調査」〕

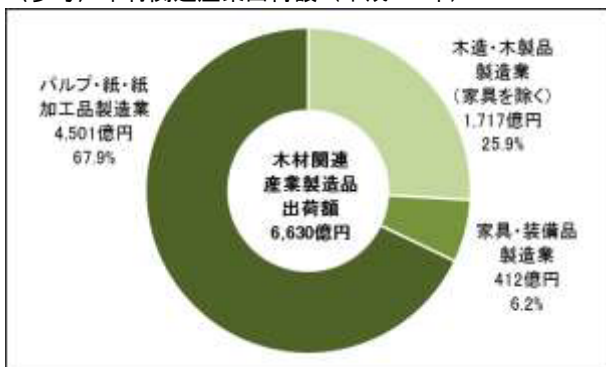
■地域材の利用の促進

- ・「北海道地域材利用推進方針」に基づき、道や市町村が整備する公共建築物の木造化・木質化を進めるとともに、住宅や民間事業所などの建築、公共土木工事の土木用資材や農業施設などへの地域材の利用を推進します。
- ・新たな建築部材として期待されるCLTの利用を促進するため、需要創出に向けた取組や生産・加工体制の整備に向けた取組などを進めます。

■木材産業の競争力の強化

- ・製品の付加価値化や生産コスト低減による木材産業の競争力強化のため、集成材等の高次加工施設や地域材の需要を拡大する木材加工施設等整備の推進に取り組みます。
- ・木材産業の経営安定と強化のため、木材の加工や経営の高度化等に必要な融資制度の活用を促進します。

〈参考〉木材関連産業出荷額（平成 27 年）



〔資料：経済産業省「工業統計調査」〕

■森林の多面的機能の発揮のための技術力の向上

- ・道総研森林研究本部と連携し、地域レベルでの研究ニーズの発掘、研究成果の効果的な普及や実用化を図ります。

■協働による森林づくりの推進

- ・木育活動に関するコーディネート等の役割を担う木育マスターの育成や、多様な主体との連携による木育の推進を図ります。
- ・青少年の森林を大切にすることを培うため、道民の森や道有林などを活用した森林観察会や木工教室、植樹祭の開催や活動フィールドの提供などを進めます。
- ・森林づくり活動に道民意見を反映させるため、検討段階からの森林づくりへの道民の参画や、様々な産業・業種の連携など、幅広い協働の取組を進めます。

■道民や企業による自発的な森林づくり活動の促進

- ・活動の拡大や活動内容の充実を図るため、ニーズを踏まえた情報発信や企画提案などの取組を進めます。
- ・企業や団体等の社会貢献意識の高まりを道内民有林の整備活動として広げていくための取組を支援します。

■豊かでうるおいのある緑の空間の形成

- ・既存樹木の活用などによる緑の空間の形成や河畔林などの保全を推進します。



## (2) 本道の優位性を活かした力強い地域産業の創造

### 【高い付加価値を生み出すものづくり産業の振興】

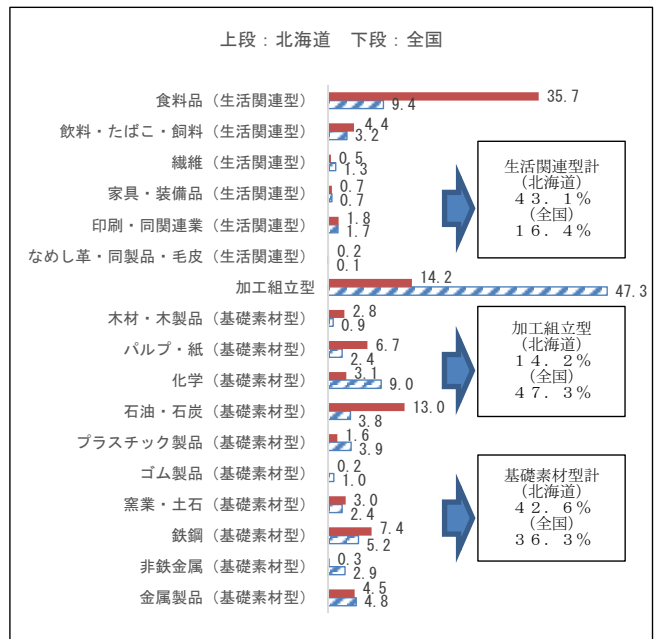
#### ■幅広いものづくり産業の振興

- 本道ものづくり企業の自動車・食関連機械分野への参入を促進するため、東北地域・中京圏における発注ニーズの発掘や、専門アドバイザーによる道内企業の対応力強化に向けた取組を展開するとともに、道内企業が有する技術力をPRする商談会の開催など取引機会の拡大に取り組めます。
- 本道への自動車産業の集積を促進するため、産学官の連携の下、企業が行う自動走行に係る実証試験の円滑化や実証試験場誘致に取り組めます。
- ものづくり産業の幅広い分野への展開に向け、生産現場の課題を解決するなど、潜在的なニーズを掘りおこし、参入していく取組を推進・持続化するため、道内ものづくり関係業界間の連携推進に向けた環境づくりとともに、業界間の連携による新たな製品開発を促進します。
- 道内ものづくり企業の技術力・経営力の向上を図るため、「道総研」と連携し、生産管理技術や品質管理技術のレベルアップを目指したセミナー・研修会の開催や個別指導の実施、さらには、道内ものづくり企業の商品企画や開発手法を実践形式で演習する講座を開催するとともに、今後一層の導入が見込まれるデジタルエンジニアリング技術の活用促進等を通じて、技術の高度化、新技術・新製品の開発を支援します。
- ものづくり産業への若年者等の理解促進を図るため、ものづくり現場見学会や出前授業の実施など、次世代自動車をはじめとするものづくりに関する魅力のアピールに取り組めます。

#### ■北海道産業振興条例による支援

- (公財)北海道中小企業総合支援センターによる製品開発や市場開拓、場所や時間にとらわれない働き方の導入に対する支援事業を実施します。

〈参考〉製造品出荷額の業種別構成 (平成 28 年)



〔資料：経済産業省「工業統計調査」〕

### 【地域資源を活かした食関連産業の振興】

#### ■本道の資源を活用したバイオ産業の振興

- 道独自の食品機能性表示制度 (愛称：ヘルシーDo) に係る新たな機能性素材の開発による認定商品数の拡大、道内外へ向けた情報発信など、食品の機能性に着目した取組を推進します。

〈参考〉北海道食品機能性表示制度認定マークとロゴ



〈参考〉北海道バイオクラスターの売上高と従業員数



〔資料：北海道経済産業局「北海道バイオレポート」〕

■食クラスターの形成・加速

- ・本道の強みである食資源を最大限に活用するため、関係機関などとの連携を強化し、新商品の開発、低未利用資源の利活用の促進など地域の食産業モデルの形成に取り組みます。
- ・本道ならではの食の総合産業化の確立に向け、食に関わる意欲ある人材に対し、高度なマーケティング力や全国的なネットワークを有する講師陣による専門的な研修を実施するなど、食クラスター活動を全道各地で効果的に推進します。

■北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区の推進

- ・「食のバリューチェーン」を構築するため、推進組織をはじめ、関係市、経済団体等と連携を図りながら、生産拡大や高付加価値化、国内外への販売促進などの取組を進め、東アジアにおける食産業の研究開発・輸出拠点化を目指します。

■HACCPによる衛生管理の促進

- ・道産食品の衛生的付加価値を高めるため、北海道HACCP自主衛生管理認証制度等の活用により、食品等事業者におけるHACCPによる衛生管理の導入に向けた取組を促進します。



■研究開発・技術支援の促進

- ・地域における食品加工技術の高度化を促進するため、オホーツク圏及び十勝圏地域食品加工技術センターにおいて、地域ニーズに対応した研究開発や技術支援に取り組むとともに、企業からの依頼による試験・分析などを行います。

- ・食品の発掘・磨き上げを行うとともに、訴求力のある商品の情報発信・育成に取り組みます。
- ・北海道新幹線開業効果の拡大に向けて、東北地方との連携を図りながら、本道の食と観光の訴求に向けた取組を推進します。
- ・「北海道中小企業応援ファンド」により、地域の団体が連携して取り組む販路拡大を支援します。
- ・道内企業のマーケティング活動を支援するため、道内・道外・海外に設置した道産品アンテナショップ「北海道どさんこプラザ」を活用して、テスト販売やマーケティングアドバイザーによる相談などを行います。
- ・販路拡大を促進するため、物産展の開催や道産品販売促進キャンペーンの実施、首都圏・関西圏をターゲットとした商談会の開催などにより道産品の情報発信に努めます。
- ・道産ワインのブランド力向上を図るため栽培・醸造・マーケティングに係るセミナーを開催するとともに、道産ワインの普及PRに努めます。
- ・「道産食品独自認証制度（きらりっぷ）」を普及するため、各種イベントへの出展や認証事業者等と連携したPRなどを実施します。

【本道の立地優位性を活かした企業誘致の推進】

■IT産業の振興及び立地促進

- ・道外IT関連企業のサテライトオフィス等の立地を促進するため、市町村と緊密に連携し、フォーラムや地域の空き家等の情報発信等を行い、IT産業の振興及び企業誘致活動を展開します。

〈参考〉 食品工業の製造品出荷額の推移

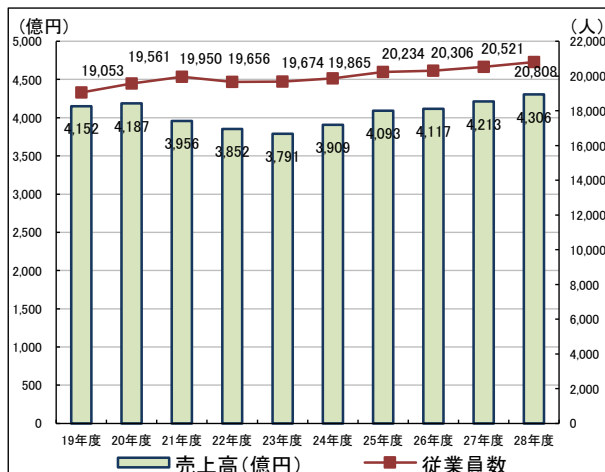
出荷額の推移		前年比
H25	21,541 億円	4.0%
H26	22,098 億円	2.6%
H27	24,804 億円	12.2%
付加価値額の推移		前年比
H25	5,755 億円	▲0.1%
H26	5,748 億円	▲0.1%
H27	6,682 億円	16.2%

[資料：経済産業省「工業統計」]

■道産品の販路拡大

- ・道産食品全体の販路拡大を図るため、包括連携協定など民間企業との連携基盤を活かし、道産

〈参考〉 道内IT産業の売上高と従業員数の推移



[資料：北海道IT推進協会「北海道ITレポート2016」]

■企業誘致活動の展開

- ・裾野が広く、経済波及効果が高い自動車をはじめとしたものづくり産業に加え、本道の立地優位性を活かした食関連産業やデータセンターなどを重点対象業種とし、企業立地セミナーの開催などを通じた本道の立地環境のPRを行うとともに、知事と経済界などによるトップセールスや、集中的な企業訪問を行います。
- ・「北海道産業振興条例」に加え、国の「地域未来投資促進法」や「地域再生法」などの支援措置を活用しながら、経済界、市町村、研究機関等と連携し、地域の特性や資源を活かした誘致活動を展開します。

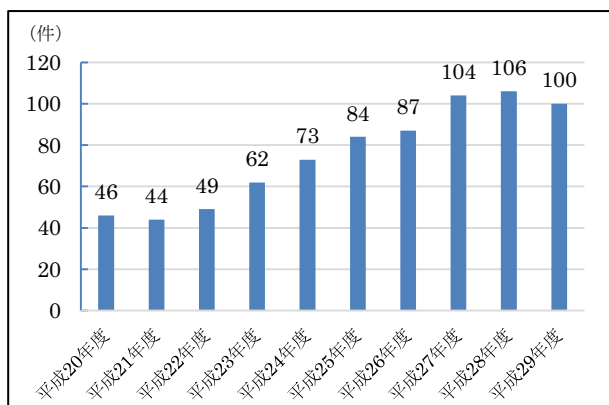
■立地企業へのフォローアップ

- ・立地企業の安定操業への支援をはじめ、新たな事業活動の創出や取引企業等の誘致を促進するため、市町村や関係機関などと連携しながら、フォローアップ活動を積極的に実施します。

■産業拠点づくりの推進

- ・苫小牧東部地域では、「苫小牧東部開発新計画」に基づき、関係機関が連携し、開発の核となるプロジェクトの導入や物流関連産業、新エネルギー関連産業、自動車関連産業などの企業誘致を進めます。
- ・石狩湾新港地域では、札幌圏における港湾を核とした流通・工業団地の開発を進めており、地域特性等を活かしたエネルギーを中心とするプロジェクトの導入や情報関連産業、食料品関連産業、エネルギー関連産業などの企業誘致を進めます。

〈参考〉企業立地件数の推移



※企業立地件数は、リーマンショック後、大幅に減少したものの、その後、平成21年度の44件を底に、回復傾向にある。

[資料：北海道経済部調べ]

### (3) 中小・小規模企業の振興や地域商業の活力再生

#### 【地域の経済・雇用を支える中小・小規模企業の振興】

##### ■新事業開拓や新技術・新製品開発等の支援

- ・「北海道産業振興条例」に基づき、新製品の開発や市場開拓等を支援します。
- ・「中小企業等経営強化法」に基づき、経営革新を支援します。
- ・中小企業等の経営の安定や事業の活性化を支援するため、中小企業総合振興資金等の融資制度の充実を図り、資金調達の円滑化を促進します。
- ・本庁、総合振興局・振興局に設置されている「中小企業経営相談室」による各種相談、情報提供を行います。

##### ■小規模企業の振興

- ・北海道小規模企業振興条例に基づき、小規模企業の振興に向けた取組を、オール北海道で適切な役割分担のもと一体的に取り組んでいきます。
- ・北海道小規模企業振興条例の実効性を確保するため、小規模企業振興方策に基づき、経営体質の強化、事業の承継の円滑化、創業等の促進に向けた支援を展開します。

##### ■経営改善等の支援

- ・(公財)北海道中小企業総合支援センターが行う総合相談窓口の開設、取引拡大支援事業や専門家派遣事業等に必要な経費を補助するとともに、高度化資金の貸付けに係る診断等を通じ、中小企業者等の競争力向上に向けた経営基盤の強化を支援します。
- ・道内11地域に構築した地域中小企業支援ネットワークを活用し、金融機関等の関係機関と緊密な連携を図りながら、中小・小規模企業を支援します。
- ・「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」に基づき、中小企業者等向け契約目標を定め、受注機会の確保・拡大に努めるとともに、道内にある国の出先機関等に対し要請を実施します。
- ・小規模企業の安定した経営の持続を支援するため、小規模企業に講師を派遣し、OJTを通じた従業員のスキルアップに取り組めます。

##### ■円滑な事業承継の支援

- ・小規模企業の事業承継の円滑化を図るため、国などと連携して経営者の意識の醸成、情報の提供、支援人材の育成、専門家による相談体制の整備等に取り組めます。
- ・小規模企業の事業活動の継続を図るため、官民連携の資金供給ファンドに出資し、円滑な事業承継の成功事例づくりを行います。

##### ■新産業・新事業の創出

- ・研究開発から事業化までの発展段階に応じて支援するため、(公財)北海道中小企業総合支援センターを中心に支援機関が緊密に連携し、新事業創出支援体制(地域プラットフォーム)を整備します。
- ・起業化の段階に応じて支援するため、本庁、総合振興局・振興局に設置する「創業サポート相談室」における各種相談、情報提供など、起業意欲の喚起から起業後のフォローアップまで総合的に支援するとともに、「地域起業サポートネットワーク」により、地域全体で企業を志す方を支援します。
- ・地域に潜在している中小企業者やNPO等の新たな取組を把握するとともに、具体的な案件の事業化を支援します。

##### ■創業の促進

- ・道内における創業を促進するため、優れたビジネスプランを有する起業家を発掘し、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用して創業を支援します。

##### ■地域資源の活用や農商工連携の取組に対する支援

- ・地域経済の活性化のため、国の中小企業地域資源活用プログラム等の活用を促進するとともに、「中小企業応援ファンド」や「農商工連携ファンド」により、地域資源の活用や農林水産業者と中小企業者との連携による多様な新事業展開を支援します。
- ・地域資源の活用を図るため、本道で初めて伝統的工芸品産業の振興に関する法律の指定を受けた伝統的工芸品(二風谷イタ、二風谷アットゥシ)について、関係機関等と連携し、PR・販売支援を行います。

##### ■地域の経済活動のサポート

- ・地域の経済活動をサポートするため、(公財)北海道中小企業総合支援センターの経験豊富なコーディネーターや登録された専門家が、企業の抱える様々な課題の解決に向けて総合的なアドバイスなどを行います。

##### ■資金調達の円滑化

- ・中小企業者等の資金調達の円滑化のため、道の中小企業総合振興資金などによる融資を実施します。
- ・企業の新たな資金調達手法であるクラウドファンディングの活用を推進します。



■中小企業等のIT化の促進

- ・中小企業等の経営体質の強化や生産性の向上に向けた取組を進めていくため、ITの利活用や導入を促進するセミナー・企業への個別研修等の開催などを実施します。

■ITによる地域産業の活性化

- ・道内におけるIT利活用を促進するため、中小企業等や商工団体など地域支援機関におけるITの利活用事例等について、広く周知します。

【住民の暮らしを支える地域商業の活性化】

■地域コミュニティの活性化

- ・地域におけるコミュニティ機能を強化するため、「北海道地域商業活性化方策」に基づき、コミュニティ拠点の整備や大型店と商店街が協働したイベントの開催など、地域の様々な関係者の協働による取組を促進します。

■地域商業の活性化

- ・人口減少社会を視野に入れた地域商業の活性化に向け、商工団体や移住者等が行う空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出の取組を支援します。
- ・地域におけるまちづくりに寄与する観点から、特定小売事業施設（店舗面積が6千㎡を超える施設）の地域貢献活動を推進するため、「北海道地域商業の活性化に関する条例」の適切な運用を図ります。

【地域の安全・安心に欠かせない建設業の振興】

■建設産業の支援の推進

- ・社会資本の整備や災害時対応など、地域の安全・安心や経済・雇用を支えている建設産業の持続的発展に向け、「北海道建設産業支援プラン2018」に基づき、経営力の強化や担い手確保・育成等について支援します。

■相談、支援体制の充実・強化

- ・経営力の向上などに取り組む建設業者等を支援するため、総合的な相談窓口である「建設業サポートセンター」において、中小企業診断士などの専門家による指導・助言のほか、各種支援施策の情報提供などを行います。

■本業強化や新分野進出の支援

- ・経営力の強化等を図るため、建設業団体等が実施する若年労働者などの確保・育成・定着の取組に対する補助や、新分野進出に関する研究開発や販路開拓等の取組に対する支援を行います。

■住宅産業の振興

- ・道内の地域工務店や建築技術者の更なる生産性の向上や技術力の向上を図るため、省エネや耐震等の技術の習得を推進します。
- ・道内産建築部資材・製品の販路拡大を支援するため、道外市場等への普及に向けた北海道の住宅技術、建築部資材・製品のPR等を実施します。

〈参考〉建設業の許可業者数の推移

年度	北海道	全国
平成25年度	20,108	470,639
平成26年度	20,125	472,921
平成27年度	19,743	467,635
平成28年度	19,557	465,454
平成29年度	19,478	464,889

〔資料：北海道～建設部建設政策局建設管理課調べ  
全国～国土交通省総合政策局建設業課調べ  
(各年度3月末現在)〕

〈参考〉建設業就業者数の推移（単位：万人）

年度	区分	北海道	全国
平成25年	全産業	255	6,311
	建設業	23(9.0%)	499(7.9%)
平成26年	全産業	254	6,351
	建設業	23(9.1%)	505(8.0%)
平成27年	全産業	255	6,376
	建設業	22(8.6%)	500(7.8%)
平成28年	全産業	256	6,431
	建設業	21(8.2%)	499(7.8%)
平成29年	全産業	258	6,530
	建設業	22(8.5%)	498(7.6%)

(注) ( ) 内の数値は全産業に占める建設業の割合を示す。  
〔資料：総務省統計局「労働力調査」〕

## (4) 新たな成長産業への挑戦や研究開発の推進

### 【健康長寿・医療関連産業の創造】

#### ■幅広いものづくり産業の振興

- ・新たな分野の産業集積を図るため、「健康・医療」関連分野への道内ものづくり企業の参入に向けた技術力のアピールなどの取組とともに、健康・医療分野における企業誘致に向けた立地環境のPRや集中的な企業訪問を行います。

#### ■サービス産業の基盤・競争力強化

- ・健康志向の高まりを背景とした新たなニーズに対応するため、運動・栄養指導に地域資源を活かしたサービスを付加したサービスモデルの事業化に向けた研修等を行います。
- ・道内における健康長寿産業への企業の参入を促進するため、関係団体と連携し現役世代向けヘルスケアサービス等の啓発に取り組むなど、ヘルスケアサービスの振興に向けた基盤構築を図ります。

### 【新エネルギーの開発・活用促進や環境・エネルギー産業の創造】

#### ■環境産業の育成・振興

- ・それぞれの地域が持つ優位性・特性を活かして北海道経済が将来にわたり成長を続けていくための方策として、環境産業の育成・振興を図るために策定した「北海道環境産業振興戦略」に基づき、企業間連携による技術・製品開発プロジェクトの円滑かつ着実な事業推進が図られるよう継続した支援の実施やリサイクル産業の育成・振興に関する取組の強化を行うとともに、産学官金のネットワーク組織による道内企業に対する支援を通じて、環境・エネルギー関連産業への参入を促進します。

#### ■新エネルギーの導入拡大

- ・北海道のポテンシャルを最大限に発揮した新エネルギーの導入拡大を図るため、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅱ期】」に基づき施策を展開します。

#### ■地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消への支援

- ・「新エネルギー導入加速化基金」を設置し、エネルギー地産地消の先駆的なモデルとなる取組や新エネ設備の設計・導入、発電事業者の送電線の整備などを支援します。
- ・エネルギーの地産地消を促進するため、コーディネーターを配置し、事業の掘り起こしから事業・収支計画策定まで支援します。
- ・地域における新エネルギーの導入加速化を図るため、市町村の新エネルギービジョン等に基づいた具体的な導入可能性調査を支援します。

#### ■新エネルギーの開発・導入の促進

- ・地熱や温泉熱資源の有効活用を図るため、アドバイザーの派遣などを通じて地熱等資源の活用に関する理解を図るとともに、地熱資源の調査や地熱井の掘削に対して助成を行います。
- ・道自らが道有施設への率先した新エネルギーの導入を行うことで、地場企業等によるコスト面、環境面での創意工夫と産業間連携を促し、普及啓発と市場の拡大を図ります。
- ・我が国で初めて苫小牧地域で実施されるCCS（二酸化炭素回収・貯留）実証実験については、その意義や安全性について地域住民の理解が得られるよう、積極的に広報活動を支援します。

#### ■エネルギーの安定供給の確保

- ・灯油など家庭用燃料の供給確保と価格の安定、電力の安定供給の確保、天然ガス導入の促進が図られるよう、関係機関との連携などによる取組を推進します。

### 【本道の活性化に役立つ科学技術の振興】

#### ■北海道の特性を活かした研究開発等の推進

- ・「北海道科学技術振興条例」(H20)の三期目の基本計画として、平成30年3月に策定した「北海道科学技術振興計画」(H30~34)に基づき、北海道の科学技術の振興が、本道のみならず、我が国そして地球規模の課題解決に貢献するという認識を産学官金等の関係者と共有し、それぞれの役割分担のもと積極的な取組を展開します。
- ・これまで取組を進めてきた「食・健康・医療」「環境・エネルギー」の分野に、新たに「先進的ものづくり」分野を加え、さらに、これら3つに共通する基盤技術である「AI・IoT等利活用」分野を重点化プロジェクトとして設定し、重点的に推進します。
- ・大学等が所在する地域においては、産学官金が連携し、地域の資源や研究ポテンシャル等を生かした研究開発及びその成果の事業化・実用化を促進します。

#### ■研究・技術開発の拠点づくり

- ・「北大リサーチ&ビジネスパーク構想」の実現のため、北大北キャンパスを中心とした産学官連携による研究開発から事業化までの一貫した取組を支援します。
- ・産学官の連携による科学技術振興を推進するため、(公財)北海道科学技術総合振興センターと連携して産学官が行う科学技術の基礎的研究や応用研究を支援するとともに、道内産業の効率化や生産性向上に向けAI/IOTなど先端技術の普及啓発を行い、新たな先端技術を活用した取組などの創出を図ります。
- ・大学の研究ポテンシャルを産業創出に結び付けていくため、インキュベーション施設への入居者に対する支援を行います。

〈参考〉道内国立大学法人と民間企業等との共同研究実績

(単位：件)

大学名	H26	H27	H28
北海道大学	523	597	640
室蘭工業大学	70	73	95
北見工業大学	86	93	86
帯広畜産大学	76	87	116
旭川医科大学	62	63	56
小樽商科大学	5	4	4
北海道教育大学	2	4	1
計	824	921	998

[資料：北海道経済部調べ]

- ・航空宇宙分野の研究開発や実験が、道内で一層行われるように誘致活動等に取り組みます。
- ・新しい成長分野である宇宙産業の育成を図るため、企業や研究機関、行政等で構成する協議会を設置し、衛星データ利用分野における新ビジネス創出を促進します。

■産学官のネットワークづくり

- ・道内各地でのコーディネート活動を推進するため、産学官連携担当者等による情報・ノウハウの共有や意見交換を目的に、「全道産学官ネットワーク推進協議会」を運営します。
- ・大学等の研究機関、支援機関、金融機関などで活動しているコーディネータ間の連携を図るため、北海道コーディネータ・ネットワーク・フォーラムを開催します。
- ・地域の産業支援機関や（公財）北海道科学技術総合振興センターを中心に、自動車関連や食関連などの分野への参入促進に向け技術力の向上や人材の育成の取組などを（地独）北海道立総合研究機構（道総研）と連携し、積極的に支援します。
- ・道内各地域における新規産業の創出、産業技術の高度化を支援するため、道内各大学や試験研究機関が有する技術シーズ・特許の紹介、道内企業へ技術移転が可能な研究事例の紹介や産学官の連携強化に向けた事業を推進します。

■産業技術の高度化の推進

- ・道内各地域に蓄積されてきた技術、人材等を活用し、道総研や地域の産業支援機関等との連携などにより、地域における技術の高度化や事業の創出への取組を促進します。
- ・バイオテクノロジー利用産業に関する研究開発を推進するため、「北海道産業振興条例」に基づき、大学等試験研究機関の協力を得て行う中小企業者等の共同研究等を支援します。
- ・今後急速に利用分野の拡大が見込まれるIoT関連製品等について、北海道の寒冷な環境に対応する新製品・新技術の創出促進のため、道内の企業の研究開発や技術支援などを実施している道総研工業試験場において、IoT関連製品等の開発に係る試験施設等を整備します。

■知的財産の創造、保護及び活用

- ・新技術・新産業の創出による産業競争力の強化を図るため、道と北海道経済産業局が共同設置する「北海道知的財産戦略本部」における取組方針を踏まえ、独自の技術や付加価値をもった商品を創造し、知的財産として戦略的に保護・活用するための各種施策の展開を、全道の関係機関が一体となって推進します。
- ・知的財産に関する相談機能の充実を図るため、北海道知的所有権センター（北海道）、（一社）北海道発明協会、日本弁理士会北海道支部、北海道知財総合支援窓口それぞれの機能を提供する「北海道知的財産情報センター（札幌市）」及び同センターサテライト（札幌市、函館市、帯広市、北見市、旭川市、釧路市、苫小牧市、室蘭市）において相談者の側に立ったワンストップサービスを実施します。

■科学技術振興の環境づくり

- ・科学技術に親しみ、ふれあう機会を通じて、道民の科学技術に対する理解を深め、青少年の科学する心を育むため、企業や研究機関等と協力して研究成果等をわかりやすく紹介し、気軽に見学・体験できる催しを開催するとともに、青少年のための科学体験学習行事への支援などを行います。
- ・優れた発明、研究などを行い、道民生活の向上と地域産業の発展、振興等に寄与した個人又は団体を賞するため、北海道科学技術賞を、また、今後の活躍が期待される若手研究者を対象として、北海道科学技術奨励賞をそれぞれ贈呈します。
- ・子どもや学生の宇宙開発や科学技術に対する関心を高めるため、宇宙をテーマとするイラスト募集や宇宙飛行士による講習会、ロケット製造工場見学等の課外授業等を実施します。

■（地独）北海道立総合研究機構（道総研）の運営支援

- ・「道総研」が、道内外の様々な大学や研究機関などとの連携を図りながら、総合力を発揮し、農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野に関する試験、研究、技術支援等を行い、道民生活の向上及び道内産業の振興に寄与するため、円滑な運営を支援します。

## (5) 海外の成長力を取り込んだ経済の持続的発展

### 【アジアなど海外への北海道産食品の輸出拡大】

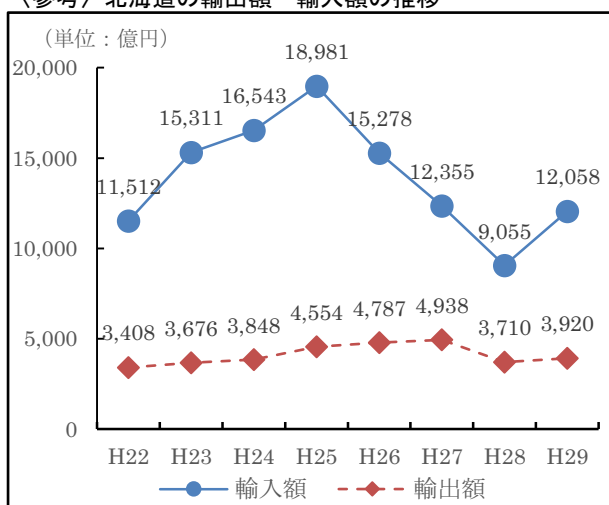
#### ■北海道ブランドの世界への発信

- ・道産農水産物の「ブランド化」を推進するため、道と生産者団体などで組織する北海道農畜産物・水産物海外市場開拓推進協議会が、アジア等を対象として積極的なPR活動等を実施します。
- ・道産農畜産物等の輸出先国での市場の拡大等のため、重点品目ごとの課題等を踏まえた戦略的なプロモーション活動等を行うとともに、道内の輸出に取り組む事業者の裾野拡大を図るため、セミナーを開催します。
- ・本道の主要魚種であるホタテガイやサケをEUへ輸出するため、必要なモニタリング等を実施するとともに、加工施設のEU-HACCP認定に向けた取組をサポートします。
- ・海外既存市場での信頼回復を図るため、民間団体と連携して道産水産物の安全性をPRします。

#### ■道産品の海外販路の拡大

- ・品目別、国・地域別、テーマ別展開方向などを掲載した「北海道食の輸出拡大戦略」に沿って、道内の関係者が連携し道産食品の輸出拡大に向けた取組を進めます。

### 〈参考〉北海道の輸出額・輸入額の推移



※貿易相手国は、①中国、②アメリカ合衆国、③大韓民国、④ロシア、⑤アラブ首長国連邦が上位（輸入額と輸出額の合計）  
 ※輸出品は輸送用機器、鉄鋼、魚介類・同調製品などが中心  
 [資料：函館税関「北海道貿易速報」]

#### ■道産食品輸出拡大に向けた輸送体制の検討

- ・民間企業等と連携し、混載輸送など効率的な輸送体制の検討を行います。

#### ■道産水産物の輸出拡大に向けた取組

- ・近年、輸出が堅調なEU向けのホタテガイについて、現地の流通状況や消費者の嗜好等に関する調査、また、安全で高品質な道産水産物のPRを行います。

### 【海外展開によるビジネス創出と海外からの投資の促進】

#### ■海外における北海道のブランド価値向上

- ・自然や食、生活文化など本道の魅力あるコンテンツや産業の強みを総合的に活用して、北海道全体のブランドイメージを高め、海外販路や誘客の拡大につなげる「クールHOKKAIDO」を推進します。
- ・安全・安心な北海道の農水産物や加工品等を中国、韓国等において開催する物産展や商談会・セミナー等の機会を活用して広く紹介します。
- ・「道産品輸出用シンボルマーク」を海外で商標登録し、北海道ブランドを保護します。（香港、台湾、中国、韓国、シンガポール、ベトナム、タイで登録済み）



#### ■ロシア極東地域との交流の推進

- ・道内の関係企業や団体等による「北海道・ロシア地域間協力チーム」と連携し、これまで積み上げてきたロシア極東地域との交流を一層深化させるとともに、欧露部との交流も展開していきます。
- ・「友好・経済協力に関する提携」（H10）を結んだサハリン州との関係の一層の強化を図るため、「友好・経済交流促進プラン」に基づき、各分野における交流・協力事業の具体化に向けた取組を行います。

#### ■道内企業のロシアビジネスへの参入促進

- ・北海道サハリン事務所や道内金融機関の現地駐在員事務所（ウラジオストク）に派遣している道職員を通じた現地情報の収集や道内への情報提供、フェアの開催等により、道内企業のロシアビジネスへの参入を促進します。



**■東アジアをはじめとした世界各地との交流の推進**

- ・北海道ASEAN事務所、上海事務所や北東北三県・北海道ソウル事務所、道内金融機関やJETROの現地駐在員事務所に派遣している道職員、北海道北京デスク等を活用して、現地メディアと連動した情報発信やビジネスサポート体制を強化し、経済交流を推進します。

**■現地の社会・経済情勢やニーズに応じた市場参入**

- ・中国東北三省やASEAN地域を中心に、安心・安全な食や環境問題、高齢化など相手地域の社会的課題解決への協力を通じた市場参入を促進します。

**■北海道国際ビジネスセンターの活用**

- ・セミナーの開催や貿易・海外展開に関する個別相談に応ずるほか、東アジア地域に関する情報収集などにより、道内企業の海外への事業展開をサポートします。

**■海外からの投資の促進**

- ・本道にとってメリットがある海外からの投資を促進するため、勉強会・セミナー等の開催、ワンストップ窓口の設置等を通じて、地域と調和のとれた投資の受入体制づくりに努めるとともに、海外投資家へのプロモーションを推進します。

**■アイヌ文化の発信強化と合わせた経済交流拡大**

- ・2020年の民族共生象徴空間の開設に向けたアイヌ文化の発信強化と、道産品など北海道の魅力発信を連携させ、海外との経済交流の拡大を図ります。

**■日中経済協力会議の道内開催**

- ・北海道命名150年並びに日中平和友好条約締結40周年を機に、日中の行政、経済団体、企業等が集う国際会合を開催し、中国へ向けた道内企業の海外展開機運を醸成します。

**■ベトナムとの経済人材交流促進**

- ・平成29年8月の道とベトナム政府の覚書締結を踏まえ、現地でのセミナーや大学、企業等とのマッチングなど経済人材の交流を促進します。

**■産業技術等の協力**

- ・炭鉱技術を海外産炭国に移転することにより、産炭国との関係強化を通じた我が国のエネルギーの安定供給に貢献している企業に対し、地元自治体などと連携を図りつつ、坑内の保安確保等に要する経費に対して支援します。

**■北極海航路の拠点形成に向けた取組**

- ・道内港湾が日本の拠点となるべく、貨物の集約による中継港・ハブ港としての拠点化に向けた取組を推進します。

## (6) 多彩な地域資源を活かした世界が憧れる観光立国北海道の更なる推進

【食や自然環境など豊富な資源を活かした滞在交流型の観光地づくり】

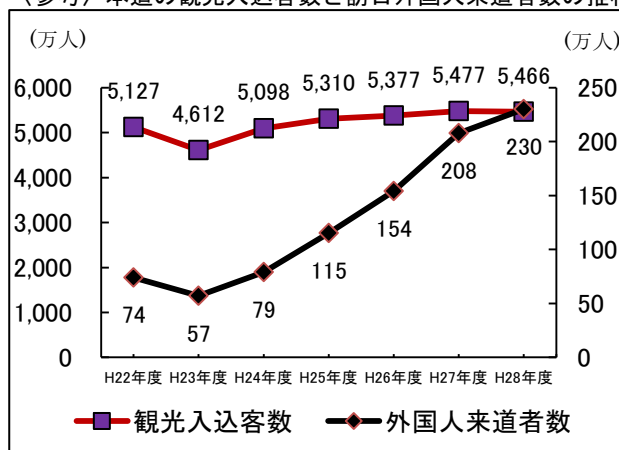
### ■観光戦略の推進

- ・(公社)北海道観光振興機構と一体となって、全道の観光振興の視点から、観光戦略の推進体制強化と、より効果的な施策展開を図ります。
- ・地域の観光を活性化するため、観光事業者や地域の幅広い関係者が、広域的な取組の推進について検討・協議を行う会議などを通じ、地域における主体的な取組を促進します。
- ・世界的なサイクリング人気や健康志向の高まりなどの観光ニーズの多様化を踏まえ、冷涼な気候や豊かな景観など本道の優位性を活かしたサイクルツーリズムを推進します。

### ■滞在交流型観光地づくりの加速

- ・広域連携DMOである(公社)北海道観光振興機構と共同して、観光地経営の視点に立った観光地域づくりの舵取り役としての役割を果たす「日本版DMO」の道内各地における形成・確立に向けた取組を支援します。
- ・「民族共生象徴空間」の2020年4月開設を控え、道内各地でアイヌ文化を活用した観光客誘致に取り組む地域のネットワーク化や広域観光周遊を促進します。
- ・広域的な観光ルート開発やプロモーションの展開、二次交通の整備など、観光地が連携した魅力ある滞在型観光地づくりに向けた地域の主体的な取組を支援します。
- ・地域の埋もれた素材を生かした「食」「産業」「歴史・文化」などをテーマとした魅力ある観光商品造成に向けた地域の取組を支援します。
- ・アウトドア活動の振興を図るため、北海道アウトドア資格制度の運営や、アウトドアガイド・事業者のほか地域に根ざした人材の育成など、アウトドア活動を支える基盤づくりを推進します。
- ・全道的なおもてなし機運の醸成を図るためのキャンペーンを実施するほか、人手不足が課題となっている観光産業に対し、人材確保に向けた取組を行い、受入体制の整備と観光客の満足度向上を図ります。
- ・ロケ地観光による地域経済活性化等を促進するため、道内のロケーション撮影適地に関する情報を提供するほか、北海道ロケを支援し、本道の魅力を道外や海外に発信します。

〈参考〉本道の観光入込客数と訪日外国人来道者数の推移



※平成29年度上期:

観光入込客数 3,660 万人 (前年同期比 2.3%増)

外国人来道者数 120 万 3,700 人 (前年同期比 21.1%増)

〔資料:北海道経済部「北海道観光入込客数調査報告書」〕

〈参考〉圏域別観光入込客数(延べ人数)(平成28年度)

圏域	観光入込客数	構成比	前年度比
道央圏	7,786 万人	55.2%	-0.1%
道南圏	1,373 万人	9.7%	+15.0%
道北圏	2,237 万人	15.9%	-1.4%
オホーツク圏	836 万人	5.9%	-4.1%
十勝圏	956 万人	6.8%	-7.7%
釧路・根室圏	913 万人	6.5%	-0.6%
合計	14,099 万人	100.0%	+0.1%

※平成29年度上期: 9,361 万人 (前年同期比 3.6%増)

〔資料:北海道経済部「北海道観光入込客数調査報告書」〕

### 【国内外への効果的な誘客活動による旅行市場の拡大】

#### ■国内外からの誘客の促進

- ・北海道新幹線の開業の効果を最大限活用し、道外からの誘客拡大と道内全域への誘客を促進するため、東北圏・北関東圏・中部圏・関西圏等に向けた宣伝活動や、新幹線や地方空港を組み合わせた旅行商品化を促進するとともに、道内各地域への誘客に向けた効果的なPRを展開します。
- ・来道者の道内周遊の促進や交流人口の拡大を図るため、本道の魅力や特性を活かした観光列車の運行に向けた体制の検討等を行います。
- ・国内外からの観光客誘致や観光通年化を促進するため、地域とともに道内の新たな観光資源の発掘、磨き上げから商品造成・販売、道外の大都市圏におけるプロモーションを展開するとともに、道内地方空港への新規路線就航に係る経費に対して支援します。

■インバウンドの加速化による「稼ぐ観光」の確立

- ・国では、観光立国実現に向けたアクション・プログラムを策定し、これからの観光政策は、今まで以上に稼ぐことを明確に意識して推進していくこととされたところであり、道においても、外国人観光客の誘客促進に関し、「稼ぐ観光」を確立していきます。
- ・道としては、外国人観光客 500 万人という目標を掲げ、観光客や観光消費を拡大し、地域経済の活性化につなげていくとともに、外国人観光客の拡大を地域のビジネスチャンスとして捉え、観光で稼ぐという意識を幅広く浸透させることで、観光事業者のみならず、農林水産業や商工業など、観光を軸とした地域の多様な関係者の参画を図り、地域の資源を生かした魅力ある観光地づくりや、新たなビジネスの創出に向けた取組を推進します。

■海外プロモーションの推進と受入体制整備

- ・来道者数に実績を有する台湾・韓国・シンガポール等からの着実な誘客を図るため、市場ニーズに応じた戦略的な宣伝誘致活動やターゲットを定めたプロモーションを実施します。
- ・成長が期待される東南アジアや中国・欧米などの誘客を促進するため、対象市場の熟度に応じたメディア宣伝や、商談会等の開催、現地旅行会社の招へいなど、多様なプロモーションを実施します。
- ・地域が連携して取り組む外国人観光客向けの観光メニューの創出や受入体制づくりを支援し、北海道のブランド力を高める国際観光ルートの形成を図ります。
- ・外国人観光客の受入を円滑に進めるため、通訳案内士や観光関係従業者向けの各種研修を実施するほか、Wi-Fi 環境の整備については、情報通信企業との連携協定に基づき、整備促進を図ります。
- ・船会社や旅行会社へのプロモーションなどクルーズ船の誘致活動や、クルーズ船の戦略的な誘致に向けた方針の策定に向けて、港湾管理者等と連携して検討を進めます。

■国際会議等の誘致

- ・「北海道 MICE 誘致推進協議会」が策定した「北海道における MICE 戦略」に基づき、北海道らしい MICE 誘致を具体的に展開します。

〈参考〉訪日外国人来道者数（実人数）（平成 28 年度）

（単位：人）

国名	等	来道者数	前年度比	構成比
ア	中 国	546,600	△1.4%	23.8%
	韓 国	424,300	+41.7%	18.4%
	台 湾	529,600	△3.3%	23.0%
ジ	香 港	170,800	+3.5%	7.4%
	シンガポール	60,700	+21.9%	2.6%
ア	マレーシア	125,800	+64.9%	5.5%
	タ イ	168,700	+8.7%	7.3%
ロ	シ ア	10,300	+1.0%	0.4%
米	国	65,100	+23.5%	2.8%
カ	ナ ダ	20,100	+24.8%	0.9%
オーストラリア		48,200	+3.7%	2.1%
その他（不明含む）		131,000	+23.0%	5.7%
合 計		2,301,200	+11.0%	100.0%

〔資料：北海道経済部「北海道観光入込客数調査報告書」〕

■アドベンチャートラベル層へのプロモーションを強化

- ・本道を訪れる外国人が一層増加する中、滞在型観光の先導的役割を担い、世界のインバウンド市場の 6 割を占めるとされる欧米市場からの誘客を促進するため、欧米主要 5 カ国（アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア）を対象に、本道の魅力を戦略的に発信し、欧米からの観光客を誘致します。
- ・平成 30 年度は、欧米市場で約 28 兆円に及ぶとされる「アドベンチャートラベル」に着目し、情報発信やプロモーションなどを行います。

※アドベンチャートラベル

自然との関連性、異文化体験、身体的活動（アクティビティ）の要素のうち、2つ以上を伴う旅行スタイル。欧米を中心とした巨大市場となっている。

■北海道新幹線の開業効果の波及・拡大に向けた取組

- ・北東北各県との交流人口拡大に向けた連携体制づくりや教育旅行の誘致に向けた取組などを進めるとともに、来道者の道内周遊促進のため、交通ネットワークに資する取組を推進します。

## (7) 良質で安定的な雇用の場づくりと産業人材の育成・確保

### 【雇用の受け皿づくりと産業人材の育成・確保】

#### ■地域における雇用創出の促進

- ・本道における良質で安定的な雇用の創出に向け、国の戦略産業雇用創造プロジェクトを活用し、食やものづくり、健康長寿分野の産業振興と一体的な雇用対策に取り組みます。

#### ■雇用の受け皿づくりによる多様な働き手の就業支援

- ・地域の若者を対象に地元産業・企業の理解を促すフェアや未就職者個別相談会を実施し、若者の地元企業への就職を支援するとともに、企業や若手社員向けの研修会を実施することにより若手社員の職場定着を支援します。
- ・本道における女性の就業を促進するため、ジョブカフェ北海道にマザーズ・キャリアカフェを設置するとともに、再就職を希望する子育て女性の様々な不安を解消し、就職活動に導く支援として、セミナーや職場体験の機会を提供します。
- ・ジョブサロン北海道との連携を図り、道内6地域において、中高年の雇用に意欲的な食・ものづくり企業を開拓するとともに、職場見学や企業説明会を通じて早期再就職を促進します。
- ・70歳まで働ける雇用環境の整備を支援するとともに、道内のシルバー人材センターの活動を支援します。
- ・企業の高齢者再雇用制度の導入や雇用アドバイザーの活用など、高齢者が再挑戦する働く場の創出や環境整備に取り組みます。
- ・障がいのある方々の就業を促進するため、「障害者就業・生活支援センター」において、就業・生活面での一体的な支援を実施するほか、北海道労働政策協定に基づき、北海道労働局と連携して経済団体に対し、障がい者雇用の促進について要請を行います。
- ・外国人留学生の道内企業への就職を促進するため、ジョブカフェ北海道において、就活セミナーやキャリアカウンセリングを行います。

#### ■産業を支える人材の育成

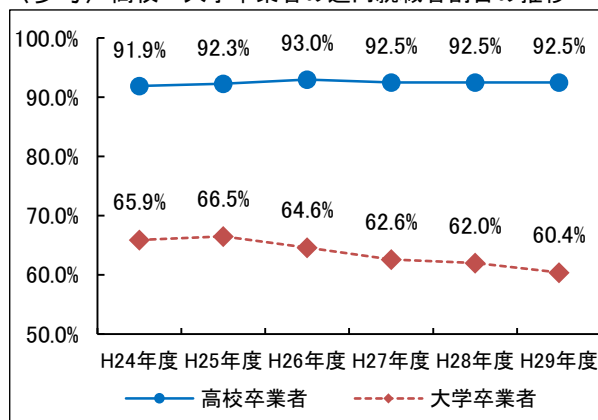
- ・道立高等技術専門学院において、ものづくり関連産業を支える技能系人材の育成・確保を行います。
- ・地域のニーズや人手不足分野に対応した人材の育成を行います。
- ・食品産業やものづくり産業などの分野において、道と道内の産業人材育成に取り組む機関が、それぞれの強みを活かしながら取り組む産業人材育成施策について集約し、利用者に情報提供を行います。

#### ■若年者等を対象にした職業訓練

- ・全道8カ所の道立高等技術専門学院において、主に若年者を対象とした2年の職業訓練を実施します。

- ・道立高等技術専門学院においてインターンシップを実施します。

### 〈参考〉高校・大学卒業者の道内就職者割合の推移



〔資料：文部科学省「学校基本調査」、北海道労働局「新規大学等卒業者の内定状況」〕

#### ■障がい者を対象とした職業訓練

- ・障がいのある方々の職業を通じた自立を図るため、障害者職業能力開発校（砂川市）において職業訓練を実施するとともに、地域の雇用ニーズに対応した障害者委託訓練を各地で実施し、就職を促進します。

#### ■離転職者を対象とした職業訓練

- ・民間教育訓練機関等を活用し、座学を中心とした訓練のほか、企業実習を組み合わせた訓練など、機動的な職業訓練を実施します。

#### ■在職労働者を対象とした職業訓練

- ・生産技術の進歩等に対処するため、在職者を対象とした能力開発セミナーを実施します。

### 【多様な働き手の就業支援と就業環境の整備】

#### ■社会を支える多様な働き手の就業支援

- ・新規学卒者やフリーター、若年無業者等の就職を促進するため、道が設置するジョブカフェ北海道（札幌市）において、北海道労働政策協定に基づき、札幌わかものハローワークと一体となって、職業カウンセリングから適職へのマッチングまでの総合的な就職支援サービスを提供します。
- ・函館市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市に設置するジョブカフェ北海道の地方拠点においても、地元のハローワークと一体となった若年者に対する就職支援を実施します。
- ・若者の地域産業への就業促進と道内中小企業の円滑かつ安定的な人材確保を図るため、道内各振興局に就業支援に関する相談窓口を設けるほか、専門家と連携を図りながら、企業に対する人材確保・定着に向けた支援を行うとともに、企業における若年無業者についての理解・受入促進に向けた取組を実施します。

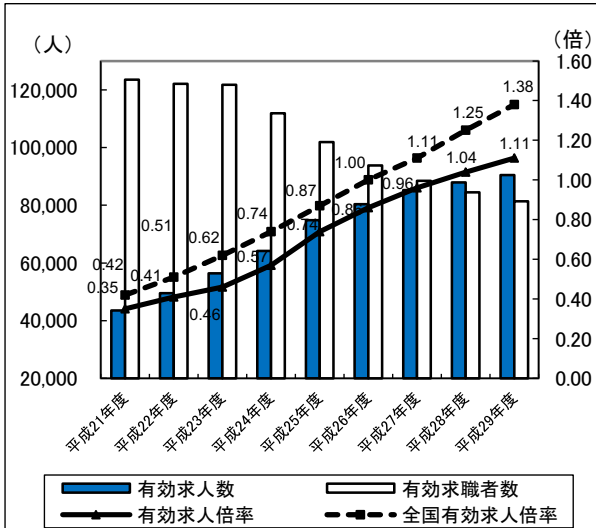


- 再就職を希望する子育て中の女性などの就職を促進するため、ジョブカフェ北海道に配置するマザーズ・コンシェルジュや各地方拠点に配置するカウンセラーが、就業や子育てに関する専門的なカウンセリングを実施します。
- 離職を余儀なくされた、扶養家族を有する中高年求職者の早期再就職を促進するため、道が設置するジョブサロン北海道（札幌市）において、適職診断や産業理解を促進するためのカウンセリングを実施します。
- 函館市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市に設置したジョブサロンの地方拠点において、地元のハローワークと一体となって、地域の中高年求職者に対し、円滑な求職活動のためのきめ細かなサービスを提供します。
- 季節労働者の通年雇用化を進める地域の協議会の様々な取組を支援し、協議会活動の活性化を図るとともに、資格取得への助成や技能習得のための職業訓練を民間教育訓練機関等に委託することなどにより季節労働者の通年雇用化を促進します。
- 建設業などの季節的業務を実施する事業主へ通年雇用化の意欲喚起を図るとともに、季節労働者の雇用環境の整備、改善に努めます。

■雇用のセーフティネットの確保・緊急事態への迅速な対応

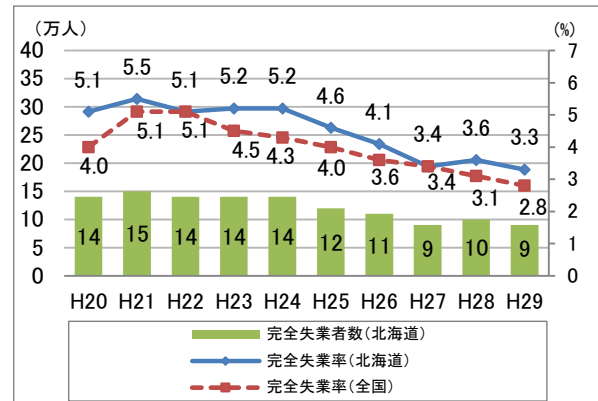
- 倒産やリストラなどにより地域において大量の離職者が発生した場合、合同説明会や総合相談会の開催などにより、離職者の早期再就職及び生活の安定を図ります。

〈参考〉有効求職者数・有効求人数・有効求人倍率（常用・北海道）



〔資料：北海道労働局「レイバーレター」〕

〈参考〉完全失業者数・完全失業率の推移



〔資料：総務省「労働力調査」〕

■中長期的労働力不足への対応

- 労働力人口の減少が見込まれる中、若年無業者や再就職を希望する子育て中の女性など、多様な人材の活躍を推進するため、雇用促進サポーターを配置するとともに、ジョブカフェ北海道にマザーズ・コンシェルジュを配置し、若年無業者等の就業開拓やカウンセリングの実施により就職を支援します。
- 企業における円滑な人材確保や職場定着を図るため、道内各振興局に就業支援に関する相談窓口を設置するとともに、「ほっかいどう働き方改革支援センター」と連携し、就業環境の整備などに向けた支援を実施します。
- 高齢者の多様なニーズに応じた就業機会の提供や仕事と家庭の両立に向けた取組などを通じて、働き手の意欲を喚起しながら、ライフステージの各段階に応じた就業機会の拡大等に努めます。

■ワーク・ライフ・バランスの推進

- 仕事と家庭の両立を支援するため、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得などについて普及啓発や支援制度の活用促進を図ります。
- 育児・介護休業制度の普及に努めるとともに、地域や家庭の実情を踏まえた子育てや介護の支援事業などにより、社会全体で育児や介護を支援する環境を整備します。

■働き方改革支援センターの運営

- 働き方改革の総合的な窓口である「ほっかいどう働き方改革支援センター」を設置し、企業からの相談への対応や働き方改革アドバイザーの派遣のほか、人手不足が深刻な業界団体と連携して就業環境改善のためのモデルとなる改革プランの作成・普及に取り組みます。

### ■非正規労働者の正社員化・処遇改善の推進

- ・非正規労働者の正社員化や均衡のとれた処遇を促進するため、実態の調査や処遇改善方策の普及・啓発などに努めます。
- ・国の「同一労働同一賃金ガイドライン案」や労働契約法、労働者派遣法、パートタイム労働法等の労働関係法令や各種支援制度の普及・啓発に努めます。

### ■中小企業等の就業環境改善の促進

- ・中小企業等の就業環境改善を促進するため、働き方改革に取り組む企業の認定や地域企業へのハンズオン支援（事業段階に応じた伴走型支援）、優良事例の普及に取り組みます。

### ■職業病・労働災害の防止対策の推進

- ・職業病・労働災害の防止対策を推進するため、労働災害防止会議の開催や産業医への研修などを行います。

### ■労使関係の安定

- ・中小企業労働相談所や労働相談ホットラインの相談機能、労働委員会によるあっせん制度を通じて、労使関係の安定を図ります。